

大規模な災害発生時における消火活動の水利確保に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、高知県地域防災計画に基づき、大規模な災害の発生時における消火活動を確実に実施するため、高知県知事（以下「知事」という。）が、高知県生コンクリート協同組合連合会（以下「連合会」という。）に行うコンクリートミキサー車による消火用水の輸送及び防火水槽等消防水利への充水作業（以下「水利確保」という。）の要請に関し、必要な事項を定める。

(要請)

第2条 知事は、連合会に対して次に掲げる事項を明示して、水利確保の要請を行う。

- (1) 災害の状況及び水利確保を要する理由
- (2) 必要とする水量
- (3) 必要とする日時及び場所
- (4) 長期間にわたる場合はその期間と活動の計画
- (5) その他参考となる事項

(実施)

第3条 連合会は、知事から水利確保の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、所属の会員をして通常業務に優先して指定された場所に出動させ、水利確保を実施させるものとする。

この場合、出動先の水利確保の作業については、出動先を管轄する消防本部の指示に従うものとする。

(報告)

第4条 連合会は、水利確保を実施した場合は、速やかに知事に対して文書により報告するものとする。

(経費負担)

第5条 水利確保に要する経費及び有料道路等実費費用については、知事が負担するものとする。

ただし、知事の連合会に対する要請が、災害対策基本法第68条に基づく被災した市町村長の知事に対する応援の要求によるときは、同法第92条に基づき、当該市町村長が負担するものとする。

2 水利確保に要する経費については、別途協議のうえ定めるものとする。

(事故等)

第6条 連合会が供給したコンクリートミキサー車が故障その他の理由により水利確保を中断したときは、連合会は速やかに当該コンクリートミキサー車を交換又は修理して、水利確保を継続しなければならない。

(危険回避)

第7条 連合会より連絡を受けた所属会員が、指定された場所への輸送時に危険と判断した場合は、その危険を回避することができる。

その場合には、速やかにその危険な状況を知事及び連合会に連絡し、安全を確保したうえ、又は、別の運搬経路等により、水利確保に努めるものとする。

(損害の負担)

第8条 第3条の規定に基づく水利確保により生じた損害の負担は、知事と連合会が協議して定めるものとする。

(補償)

第9条 当該水利確保に従事し負傷等により損害を受けた者は、次に掲げる場合を除き、「災害に際し応急措置の業務に従事した者に係る損害補償に関する条例」（昭和37年高知県条例64号）第1条に規定する従事者として、同条例に規定する損害補償の適用を受ける。

- (1) 従事者の故意又は重大な過失による場合
 - (2) 当該損害が第三者の行為による場合
 - (3) 当該損害につき損害保険契約により、給付を受けることができる場合
- (訓練の実施)

第10条 水利確保の業務を円滑に実施するため、知事と連合会が協議して訓練を実施するものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に関する連絡責任者は、知事においては総務部消防防災課長、連合会においては専務理事が従事する。

(雑則)

第12条 この協定に関し必要な事項は、双方で協議のうえ定めるものとする。また、疑義が生じたときも同様とする。

付 則

本協定は、平成17年9月7日から施行する

平成17年9月7日

高知県知事

高知県生コンクリート協同組合連合会

理事長